

令和 2 年第 4 回養老町定例会会議録

令和 2 年第 4 回養老町議会の定例会を養老町議会議事堂に招集されたので会議を開いた。

その次第は次のとおりである。

○議事日程（令和 2 年12月 4 日第 1 日）

- | | |
|--------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | 議案第 53 号 養老町部設置条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 5 | 議案第 54 号 養老町職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 6 | 議案第 55 号 町税以外の諸納付金の督促手数料、延滞金徴収並びに滞納処分執行条例等の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 議案第 56 号 養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 8 | 議案第 57 号 養老町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 9 | 議案第 58 号 西南濃老人福祉施設事務組合の規約の変更に関する協議について |
| 日程第 10 | 議案第 59 号 西南濃老人福祉施設事務組合の解散に関する協議について |
| 日程第 11 | 議案第 60 号 西南濃老人福祉施設事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について |
| 日程第 12 | 同意第 28 号 監査委員の選任同意について |
| 日程第 13 | 議案第 61 号 令和 2 年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更について |
| 日程第 14 | 議案第 62 号 令和 2 年度養老町一般会計補正予算（第 5 号） |
| 日程第 15 | 議案第 63 号 令和 2 年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 16 | 議案第 64 号 令和 2 年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 17 | 議案第 65 号 令和 2 年度養老町上水道事業会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 18 | 議案第 66 号 令和 2 年度養老町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 19 | 議案第 67 号 令和 2 年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 20 | 選任第 7 号 補正予算特別委員会委員の選任について |
-

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 吉 田 太 郎

○出 席 議 員

1 番	西 脇 康	2 番	清 水 由美子
3 番	小 寺 光 信	4 番	北 倉 義 博
5 番	岩 永 義 仁	6 番	長 澤 龍 夫
7 番	大 橋 三 男	8 番	吉 田 太 郎
9 番	早 崎 百合子	10番	野 村 永 一
11番	田 中 敏 弘	12番	松 永 民 夫
13番	水 谷 久美子		

○欠 席 議 員

なし

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長	大 橋 孝	副 町 長	川 地 憲 元
教 育 長	森 島 恵 照	総 務 部 長 兼 企 画 政 策 課 長	松 岡 弘 泰
総務部総務課長	中 島 恵 美	総務部税務課長	藤 田 勝 彦
住民福祉部長兼 健康福祉課長	高 橋 正 人	住 民 福 祉 部 住 民 人 権 課 長 心 得	尾 前 眞 理
住 民 福 祉 部 子 ど も 課 長	近 藤 真由美	住 民 福 祉 部 生 活 環 境 課 長	問 山 剛
産業建設部長兼 建 設 課 長	大 倉 修	特命事項推進監兼 産 業 建 設 部 農 林 振 興 課 長	川 口 智 也
副特命事項推進監兼 産業建設部企業誘致・ 商 工 観 光 課 長	竹 中 修	産 業 建 設 部 水 道 課 長	近 藤 晴 彦
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	田 中 実	教育委員会事務局長兼 教育総務課長兼 ス ポー ツ 振 興 課 長	西 川 敏 明
教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長	小 里 克 昌	消 防 長	廣 澤 幸 雄
消 防 総 務 課 長	大 倉 巧		

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 西 脇 直 樹

議 会 事 務 局 書 記 稲 川 諭 実 彦

(開会時間 午前 9 時30分)

○議長(吉田太郎君) おはようございます。

令和2年第4回養老町議会定例会の開催に当たり、議員並びに執行部の各位には、何かと御多用のところ御出席を賜りましてありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行いますので、全員御起立お願いします。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長(吉田太郎君) ありがとうございます。着席ください。

本日の会議は、全員出席であります。

ここで、報道機関及び町広報委員に限り、今定例会の開催中、議場内の会議の状況について、取材のため写真撮影を許可しました。また、インターネット録画放送のため、議場内のビデオ撮影を行います。

ただいまから令和2年第4回養老町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

○議長(吉田太郎君) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定によって、7番 大橋三男君、9番 早崎百合子君を指名します。

○議長(吉田太郎君) 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

ここで、11月27日、議会運営委員会が開催され、本定例会の運営等についての審査をされました。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 田中敏弘君。

○議会運営委員長(田中敏弘君) 議長の命を受けましたので、議会運営委員会の報告をいたします。

11月27日午前10時20分より、委員及び正・副議長並びに執行部の出席の下、開会いたしました。

協議事項は、第4回養老町議会定例会の日程及び運営についてであります。

まず、会期につきましては、本日12月4日金曜日から12月18日金曜日までの15日間で、本会議の開会時間は午前9時30分と決定しました。

議事日程につきましては、1. 開会宣言、2. 会議録署名議員の指名、3. 会期の決定、4. 諸般の報告、5. 議案の提案説明及び委員会付託、6. 町政一般に関する質問、7. 議案の審議、この順序で議会運営を行うことに決定しました。

一般質問は、議会2日目の12月17日木曜日に行うこととし、発言順序はくじ引によることと決定しました。

次に、審議する議案につきましては、条例の一部改正についてが5件、組合の協議に

ついでが 3 件、人事案件についてが 1 件、令和 2 年度特別会計の繰入れの変更についてが 1 件、令和 2 年度一般会計及び特別会計等補正予算についてが 6 件、以上合計 16 件であります。

審議方法につきましては、議事日程の日程第 4、養老町部設置条例の一部を改正する条例についてから日程第 8、養老町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についてまでの 5 議案は議会初日に逐条上程し、提案説明を受けて、総括質疑後、熟議を図るためにそれぞれの所管の総務民生委員会及び産業建設委員会にその審査を付託し、議会最終日に委員会報告を受けて、各委員長への質疑後、討論を経て採決すること。

次に、日程第 9、西南濃老人福祉施設事務組合の規約の変更に関する協議についてから日程第 11、西南濃老人福祉施設事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議についての 3 議案については議会初日に逐条上程し、提案理由の説明を受け、総括質疑後、熟議を図るため所管の総務民生委員会にその審査を付託し、議会最終日に委員長報告を受けて、委員長への質疑後、討論を経て採決すること。

次に、日程第 12、監査委員の選任同意については、人事案件につき議会初日に上程し、提案理由の説明を受け、質疑を行い、討論を省略することとし、採決すること。

次に、日程第 13、令和 2 年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更についてから日程第 19、令和 2 年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてまでの 7 議案は議会初日に逐条上程し、提案説明を受けて、総括質疑後、養老町議会委員会条例第 5 条の規定により補正予算特別委員会の設置を議題とし、設置の議決後、委員を選任することとし、この議案の審査を委員会に付託し、休会中に審査願い、議会最終日に委員長報告を受けて、討論を経た後、採決すること。

なお、日程第 4 から日程第 7 まで及び日程第 9 から日程第 11 までの 7 議案の審査の付託先であります総務民生委員会は 12 月 8 日火曜日の午前 9 時 30 分から、日程第 6 及び第 8 の審査の付託先である産業建設委員会は 12 月 8 日火曜日の午後 1 時 30 分から、日程第 13 から日程第 19 までの 7 議案の審査の付託先であります補正予算特別委員会は 12 月 9 日水曜日、午前 9 時 30 分から開催するよう各委員長へ要請すること。以上のとおり決定しました。

次に、滋賀県大津市の全国市町村国際文化研修所（J I A M）にて開催される各研修会へ議員を派遣する議長発議について及び防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書の議員発議について議会最終日に上程し、先ほどの議案の終了後に審議することと決定いたしました。

次に、議場内での新型コロナウイルス対策として、発言するときは必ずマスク着用で、自席で発言する際は着席のまま行うことと決定しました。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（吉田太郎君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

ただいまの議会運営委員会委員長報告のとおり、本定例会の会期は、本日12月4日から12月18日までの15日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日12月4日から12月18日までの15日間と決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

本日の日程については、お手元に配付してあるとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

ここで、町長の挨拶をお願いいたします。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 改めまして、皆さんおはようございます。

今日は第4回の定例会ということで、全員御出席いただきましてありがとうございます。

12月に入って、また今年も1年を振り返るような年になってしまいました。思い返せば、今年の元旦の日の出は大変すばらしいものであって、輝かしい年になるかということでございましたけれども、新型コロナウイルスの感染蔓延によって大変な1年になりました。住民の皆様方にも本当に我慢を強いたようなところがございます。本来ならば、今年は養老公園開園140周年、それから東京オリンピック、去年のラグビーのワールドカップのように、あの感動をもう一度味わえるはずではございましたし、またねりんピックも開催される予定でしたけれども、全ての延期ということになってしまいました。

こういった年もなかなかない年でございますけれども、また7月には例年のごとく、熊本地方で大水害があったということで、今年1年は本当に忘れ難い1年になったんじゃないかなという思いでございます。来年が本当に希望に満ちた年になるようにしたいなというふうに思っております。コロナもなかなか終息を見ることはないようでございますけれども、ワクチンの開発も進んでいるようでございますので、そういったものが早く全国民に摂取できるように、通常の生活に戻れるような来年は1年になることを祈念したいというふうに思っております。

今日はそういった中での議会でございますけれども、慎重審議のほどよろしく願いを申し上げまして御挨拶とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 町長の挨拶が終わりました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第4、議案第53号から日程第8、議案第57号までの5議案について逐条上程し、提案理由の説明を受け、総括質疑のみ行います。

では、日程第４、議案第53号 養老町部設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第53号 養老町部設置条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

住民視点からのさらなる行政経営改革を基本理念とした第２次養老町行政経営改革プランに基づき、簡素で効果的、効率的な行政経営を行う必要があることから、迅速かつ機動力のある組織体制を形成し、社会情勢の変化に対応するため、このたび役場組織・機構を見直し、現状に即した形での機構改革を行うものでございます。それに伴い、各部の事務分掌を変更する必要があるため、本条例についての所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようお願いをいたします。

○議長（吉田太郎君） 中島総務課長、自席で補足説明。

○総務部総務課長（中島恵美君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

このたびの機構改革は、住民サービス向上の観点から、施策、業務、窓口の一元化のさらなる充実など、現在の組織機構を見直し、来庁者がスムーズに用務を終えることができるよう、既存の課、係を統合し住民の利便性を考慮し、より簡素で効率的な体制を整えることを目的として行うものでございます。また、社会状況の変化に対応し効果的な住民サービスが提供できるよう、各課、各係の分掌事務について、特命事項推進チームのメンバーを中心に協議を重ねてまいりました。

主な改正点について御説明いたします。現在、部については、総務部、住民福祉部、産業建設部の３部ございますが、このたびの機構改革により、現在ございます３部12課が３部10課に変更されることとなります。

まず総務部から御説明をさせていただきます。

総務部においては、現在総務課が所管いたします財政係を企画政策課へ移管することとし、それに伴い、現在の企画政策課の名称を企画財政課に課名変更することといたします。また、現在企画政策課が所管いたします統計調査係及び住民福祉部住民人権課が所管いたします男女共同参画推進係を総務課へ移管することといたします。

次に、住民福祉部について御説明をいたします。

現在、生活環境課が所管いたします業務について、住民人権課と産業建設部の水道課にそれぞれに移管することとし、生活環境課を廃止することといたします。また、現在住民人権課が所管いたします人権啓発係及び地域改善対策係を健康福祉課に移管するこ

とし、それに伴い、現在の住民人権課の名称を住民環境課に課名変更することといたします。

次に、産業建設部について御説明をいたします。

現在の農林振興課と企業誘致商工観光課の2課について、業務の効率性の観点から課を統合することとし、課名を産業観光課として新たに課を設置することといたします。また、今後、新食肉基幹市場の建設を促進することが必須となることから、新食肉基幹市場建設推進室として産業観光課内に新たに室を設置することといたします。

また、本条例の改正には直接関連はございませんが、教育委員会事務局において現在の生涯学習課とスポーツ振興課の2課について、業務の効率化の観点から課を統合することとし、課名を生涯学習課の名称といたします。

次に、施行日についてであります。この条例は令和3年4月1日から施行いたします。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太郎君） 5番 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） ただいまの本条例に関連し、先日の議会全員協議会にて、今回の機構改革の説明を受けました。そのときに御提示いただいた新しい課の編成案では、住民人権課の改編により、養老町の課の名前から人権の文字がなくなります。当町では、平成12年に人権は全ての人が生まれながらに持っている基本的な権利であり、人が幸せに生きていく権利です。私たちは相手を尊び、お互いに思いやり、差別のない明るく住みよい町を目指し、一人一人が健やかな人権意識の高揚に努めます。ここに私たちは全ての人が心豊かで安心して暮らせる町を築くことを誓い、本町を人権擁護の町とすることを宣言しますという、いわゆる人権擁護の町宣言を行い、以降、官民を挙げて人権問題に取り組んできました。

現在では、これまでの人権問題に加え、LGBTQIA+など、国連機関をはじめとして多くの国や団体で新しい人権の考え方も生まれています。今回の機構改革によって、課の名前から人権の文字が消えることで、ともすれば養老町ではもう以前より人権がおざなりになるのではないかと捉えられかねません。こういった懸念に対してどのように考えているのか、またどのような議論を経て今回の提案に至ったのか、人権という視点から説明を求めます。

○議長（吉田太郎君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 岩永議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

地方自治法第158条の規定による内部組織の設置及び分掌事務について定める部設置条例の一部改正でございます。新旧対照表の第2条(2)住民福祉部の中で、2ページでございますけれども、コ、人権啓発及び擁護に関することと明記をしております。一部、（エ）から改正後の（コ）となっているのは、御存じのように組織には建制順がありまして整備していますので、こういった表記となっております。

検討についてでございますけれども、令和元年度、令和2年度の2か年にかけて行っております。特命事項推進チームを主に業務の洗い出しのアンケートを行い、令和元年度、チーム会議、検討会議等を6回実施いたしました。令和2年度におきましても意見集約をし組織改編等の調査を2回行い、チーム会議、検討会議を4回実施をいたしております。また、各部長会議、課長会議で素案を示し、議論しながら機構改革を進めてまいりました。

人権の視点でとの御質問でございます。今までどおり所管は住民福祉部の中に置き、人権啓発の諸施策をしっかりと推進していくということでございます。また、町教育委員会部局でも人権教育係を配置しておりますので、引き続き推進していきたいと考えております。

議員御質問の課名については、行政組織規則のお話でございます。先日の議会全員協議会の中で分かりやすく組織体系図や各係名をお示しさせていただいております。残念ながら課名については町の権限でございますので御理解をいただきたいと思います。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太郎君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 先ほどは、町長からすばらしい言葉を巧みに使ったの提案説明をいただいたと思っています。

そこで、住民目線に立ったときに企業誘致商工観光課はなくなり、新たに産業観光課の中で企業振興係というふうな変更の提示がございました。住民目線に立ったときに企業誘致を記載していることで、前回の改編のときには、養老町がいよいよ企業誘致に本格的に腰を入れて課をつくったんだなという住民の声がありましたが、今回こういう形に組織改編をしたということは十分な議論があったと思いますけれども、そういう点についてお尋ねします。

2点目は、いずれの改編であれ、必要な職員の配置は当然です。実情に合った係を見直すと課単位の職員を見直すということですが、私は実情に合わない具体的な事例とはどんなことなのか分かりませんのでお尋ねしたいと思います。

3点目は、コロナ対応に合った職場環境の確保をどう努めるかというのも改編の課題

になると思いますが、こういう点での議論の経過についてお答えいただきたいと思います。

○議長（吉田太郎君） 川地副町長、答弁、自席で。

○副町長（川地憲元君） 水谷議員の御質問に3点でお答えさせていただきます。

企業誘致商工観光課が産業観光課に変わるような予定ということでございます。企業誘致の視点で私も推進してまいりました。企業振興係を企業誘致係にして、企業誘致を推進する上で、養老町はやはり農地が大変多い地域でございます。そういったことで、農地を守る視点、また企業誘致する視点から相反する部分があります。中で、やはり一緒に検討していくのが理想ではないか、よりスムーズに事務ができるのではないかとということで、産業という観点から課の名前を変更したということで内部で議論をさせてもらいました。

また、人数の適材配置でございます。現在、係長を兼務している職員が多々ございます。そういった意味から、係をスムーズにしてできるだけ係長職を1つ専属できるような形ということで係の統廃合を進めております。そういった意味で、組織図、今回お示ししてございませんけれども、先日の議会全員協議会で分かりやすく係の統合といった形で示させていただいております。

あと、3点目のコロナにつきましては、これはどこの部署でといった問題ではなしに、やはり全庁的に挙げて取り組んでいくということで、現在住民福祉部のほうで対策本部を設置しまして対応策を行っておりますので、全庁を挙げてという考え方でございます。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第5、議案第54号 養老町職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第54号 養老町職員の懲戒の手続

き及び効果に関する条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

本条例は、地方公務員である職員が全体の奉仕者としてふさわしくない非違行為を行った場合、その規律と公務遂行の秩序を維持することを目的とし、職員の懲戒処分について規定がなされたものであります。このたび、職員の懲戒処分について、より一層厳正に行われるよう処分の量定を明らかにし、職員の公務員としてのさらなる自覚を求めするため、本条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようお願いをいたします。

○議長（吉田太郎君） 中島総務課長、自席で補足説明。

○総務部総務課長（中島恵美君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

地方公務員法第29条第4項において、職員の懲戒の手續及び効果は法律に特別の定めがある場合のほかは、地方公務員については各地方公共団体の条例で定めなければならない旨、規定がされております。地方公務員の懲戒処分は、より重大なものから免職、停職、減給、戒告がございしますが、職員の非違行為に対して懲戒処分をするべきか、また懲戒処分をする場合、いずれの処分を行うかは任命権者の裁量によって決定すべきものとされております。懲戒処分は、職員の非違行為に対し、道義的責任を問う処分として行うものでございますが、懲戒処分の量定を明らかにし、より一層厳正かつ適正な処分を行うことにより、公務員としてのより一層の自覚を求めるため、今回懲戒処分の減給の効果について所要の改正を行うものであります。

国家公務員の懲戒の手續及び効果を定める人事院規則によれば、減給については1年以下の期間、俸給の月額額の5分の1以下に相当する額を給与から減ずるものであり、地方公務員についても国の人事院規則に準じ、減給の効果について期間を現行の「1日以上6月以下」から「1年以下」の期間に、給与から減ずる額を現行の俸給の月額額の「10分の1以下」から「5分の1以下」に改め、減給の規定についての範囲を広げることにより今後より一層の厳正な処分とさらなる適正化を図り、公務員としての秩序と規律を維持するため、人事院規則に準じ本条例の改正を行うものでございます。

次に、施行日についてであります。この条例は公布の日から施行いたします。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） 今回、人事院の規則に準じてということですが、日頃からの町のほうでもコンプライアンス徹底というようなことでいろいろ研修はしてみえます。ですから、必ずしもこれは僕はやらなくてもいいような気もするんですけど、町長の任命権者という立場からどのようにお考えか伺いたいと思います。

○議長（吉田太郎君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 田中議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

ここでも申し上げましたとおり、人事院規則とそれから私どもの条例との間に乖離がございます。国家公務員であれ地方公務員であれ責任の度合いは同じであるというようなことで、やはりそろえるべきではないかというような思いで、今回、人事院規則に沿って同一とさせていただきました。もとより量刑が多い、重い少ないによって仕事がおろそかになったりというようなこともないとは思いますが、やはり国に準じて改正をさせていただいたということでございます。以上です。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第6、議案第55号 町税以外の諸納付金の督促手数料、延滞金徴収並びに滞納処分執行条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第55号 町税以外の諸納付金の督促手数料、延滞金徴収並びに滞納処分執行条例等の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

地方税法の一部が改正されることに伴い、町税以外の諸納付金の督促手数料、延滞金徴収並びに滞納処分執行条例のほか4つの条例について所要の改正を行うものでございます。今回改正する関係条例は次の5つの条例でございます。1. 町税以外の諸納付金の督促手数料、延滞金徴収並びに滞納処分執行条例、2. 養老町後期高齢者医療に関す

る条例、3. 養老町介護保険条例、4. 養老町下水道条例、5. 養老町下水道事業受益者負担に関する条例、以上5つの条例でございます。

要旨でございますが、租税特別措置法の改正により、法第93条第1項に規定されていた「特例基準割合」が「利子税特例基準割合」「延滞税特例基準割合」「還付加算特例基準割合」とそれぞれの名称に改正されたことに伴い、地方税法においても租税特別措置法と同様に特例基準割合が規定されていることから、特例基準割合の名称を「延滞金特例基準割合」に名称変更するため、それぞれの条例について規定の整備を行うものでございます。また、それぞれの条例における附則の項の追加については、延滞金の割合がゼロ%となることのないように下限を整備する趣旨で新設したものでございます。

次に、施行日についてでございますが、この条例は令和3年1月1日から施行するものといたします。ただし、経過措置として、施行日前の期間に対応する延滞金については従前の例によることとします。

以上で、議案第55号の提案説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会並びに産業建設委員会に付託の上、審査したいと思しますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会並びに産業建設委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会並びに産業建設委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第7、議案第56号 養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第56号 養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）が令和２年９月４日に公布され、国民健康保険税の改正部分については令和３年１月１日から施行されることに伴いまして、本条例の一部を改正するものでございます。

改正の主な内容といたしましては、個人所得課税の見直しに伴う軽減判定所得基準の見直しなどがございます。

詳細につきましては担当課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようお願いをいたします。

○議長（吉田太郎君） 住民人権課長心得 尾前課長心得。

○住民福祉部住民人権課長心得（尾前眞理君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

別添資料の養老町国民健康保険税条例新旧対照表を御覧ください。

今回の条例の一部改正につきましては、令和３年１月１日施行の個人所得課税の見直しにおいて、給与所得控除や公的年金控除から基礎控除へ10万円の振替等を行うことにより、国民健康保険税の負担水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないよう、被保険者に係る所得等について所要の見直しを行うものでございます。

第28条第１号、第２号及び第３号では、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、軽減判定所得の算定において基礎控除額相当分の基準額を「33万円」から「43万円」に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えるものでございます。

次に、附則第２項では、軽減判定所得基準の見直しに併せた規定を改正するものでございます。

なお、この条例は令和３年１月１日から施行いたします。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第8、議案第57号 養老町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第57号 養老町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

簡易水道事業について、令和6年度の上水道への統合に向け、料金の改定を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（吉田太郎君） 近藤水道課長、自席で補足説明。

○産業建設部水道課長（近藤晴彦君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

西部簡易水道区域については、令和6年4月より上水道へ統合することを決定しており、西部簡易水道組合は上水道への統合に備えるため、平成31年2月に開催した総代会で令和3年4月より水道料金の設定を上水道と同額に引き上げることを決定しました。この決定に伴い、簡易水道料金について所要の改正を行うものです。

議会定例会資料の養老町簡易水道事業給水条例新旧対照表を御覧ください。

別表第2について、基本使用水量を現行の15立方メートルを10立方メートルに、基本料金を1,500円から1,705円に改定するものであります。

この条例は令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は産業建設委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） 基本料金の件ですが、1,705円という数字の根拠を求めたいと思いますが、一応、町の上水のほうでは1,620円ですか、それと超過料金145円というようなことで、私の資料によりますと。それで何か上がり過ぎのような気がするが、その

辺の説明を求めます。

○議長（吉田太郎君） 近藤水道課長、自席で答弁。

○産業建設部水道課長（近藤晴彦君） ただいまの田中議員の御質問に回答させていただきます。

今の上水道の基本料金なんですけれども、口径が13ミリで税込みで1,705円となっております。超過料金につきましては税込みで148円ということで、今の基本料金の簡易水道の変更と、料金設定につきましては同じということになっております。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は産業建設委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は産業建設委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第9、議案第58号 西南濃老人福祉施設事務組合の規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第58号 西南濃老人福祉施設事務組合の規約の変更に関する協議について説明をさせていただきます。

令和3年3月31日で西南濃老人福祉施設事務組合を解散することに伴う承継する事務について、西南濃老人福祉施設事務組合規約（昭和47年岐阜県指令地第559号）を改正する必要性が生じたため、地方自治法第286条第1項の規定により同組合規約の変更について、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては健康福祉課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようお願いをいたします。

○議長（吉田太郎君） 高橋住民福祉部長、自席で補足説明。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（高橋正人君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

お手元の別添資料の最終ページを御覧いただきたいと存じます。

この組合は昭和47年8月1日に西濃管内の関係市町をもって組織され、養護老人ホー

ム西濃清風園の運営及びこれに附帯する事務を共同処理してまいりましたが、施設の老朽化や利用者の減少などにより、令和3年3月31日をもって当組合が解散することになりました。また、現在の入所者は、希望により新設される民間の某養護老人ホームへ引き継ぐ見通しであります。つきましては、当組合の解散に伴い生じる事務は垂井町が承継する旨の規約を追加するなど、規約の一部を変更するものであります。

なお、施行日については、岐阜県知事の許可のあった日から施行いたします。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願い申し上げます。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第10、議案第59号 西南濃老人福祉施設事務組合の解散に関する協議についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第59号 西南濃老人福祉施設事務組合の解散に関する協議について説明をさせていただきます。

令和3年3月31日で西南濃老人福祉施設事務組合を解散することに関し、地方自治法第288条の規定により、西南濃老人福祉施設事務組合同約（昭和47年岐阜県指令地第559号）第2条に規定する関係市町と協議することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

十分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑

は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） ただいま課長のほうから説明ございましたように、西濃2市6町で構成しているこの組合ですが、2点について説明を求めます。

組合議会がございまして、この方向づけはほぼ全会一致というような見解でよろしいでしょうか。

それと、この前の全協でしたか、説明で養老町の関係者が3名見えるというような話で、今回、閉所というか解散に伴って新しい、新聞報道でございましたように、隣地に社会福祉法人ができてそちらには入所可能というような説明がございましたが、条件的にはスムーズに行けるんですかね。

これともう一点は、今現在、養老町が第3次養老町地域福祉計画を策定中でございますが、皆さん御承知のように、超高齢化社会になってこういう施設利用者が増えると思いますが、ここで1つ組織がなくなるということは、民間の施設もかなり増えておりますので数量的には大丈夫かなと思いますが、その辺の将来的な考えというのはどうかなということを町長に伺いたいと思います。以上です。

○議長（吉田太郎君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 田中議員の御質問についてお答えをさせていただきます。

組合議会につきましては、異論なく全会一致で解散を決定したということでございます。

それから3名の方の状況といいますか条件等でございますけれども、これは今までと同一、あるいはなおまだ安いくらいというようなこともお聞きをしておりますけれども、詳細について確認をしたわけではございませんけれども、同一ということでお聞きをしております。

それから今後こういった方が増えるというようなことでございますけれども、現実論として、今の清風園も人数が本当に少なくなってきたという現状の中でございまして、お隣にも養護施設ができたわけでございますけれども、そこでの入所は十分だというふうなことをお聞きしております。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第11、議案第60号 西南濃老人福祉施設事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第60号 西南濃老人福祉施設事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について説明をさせていただきます。

令和3年3月31日で西南濃老人福祉施設事務組合を解散することに伴う財産処分について、地方自治法第289条の規定により、西南濃老人福祉施設事務組合規約（昭和47年岐阜県指令地第559号）第2条に規定する関係市町と協議することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては健康福祉課長に補足説明させますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（吉田太郎君） 高橋住民福祉部長、自席で補足説明。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（高橋正人君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

この組合を解散することに伴う財産処分について、次の物件を垂井町に帰属させることについて関係市町で協議し、議会の議決を求めるものであります。

垂井町に帰属させる財産。

1. 建物、園舎、鉄骨造2階建て、553.53平方メートル。
2. 物品、貨物自動車1台。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太郎君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 建物についてですけれども、組合の協議の中では、解体とか、解体予算とか、そういう点についても協議の対象になるのかということと、物品の貨物自動車ですけれども、いつ購入されたもので、走行距離はどれくらいで、車種は何かに

ついてお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田太郎君） 高橋住民福祉部長、自席で答弁。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（高橋正人君） ただいまの水谷議員の御質問に関しましてお答えを申し上げます。

施設の解体についても議論がございまして、令和3年度中に施設を取り壊し、解体費用から歳計現金を差し引きまして、それを関係市町で案分して負担するという予定でございます。金額につきまして、まだ解体費用のほうが確定をしておりませんので概算で申し上げますと、養老町の負担といたしましては約460万ほどということを知っております。

また、貨物自動車につきましてでございますが、平成11年型のトヨタカローラバン、走行距離は11万5,145キロでございます。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 12番 松永民夫君。

○12番（松永民夫君） 今、解体の関係で養老町分は460万というような説明がありましたが、各市町の分担割合はどうなっておるのかということと、土地は垂井町の持ち物でそのまま垂井町へ帰属するのか、その点の確認をお願いいたします。

○議長（吉田太郎君） 高橋住民福祉部長、自席で答弁。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（高橋正人君） ただいまの松永議員の御質問に関しましてお答えをいたします。

まず土地につきましては垂井町の所有ということでございまして、建物解体後は垂井町の所有ということになると思います。

それから各市町の負担でございますが、これは養老町の方だけを示されましたので、その根拠といたしましては、毎年、年度初めに各市町でこの組合にお支払いしております負担金の割合に応じて案分するという内容でございますので、最終的にはその案分に応じて決定されるというものであると思います。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第12、同意第28号 監査委員の選任同意についてを議題といたします。

本件は同意の人事案件につき、提案理由の説明を受け、質疑を行い、討論は省略することとし、採決を行います。

それでは、町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました同意第28号 監査委員の選任同意について説明をさせていただきます。

このたび、現監査委員 近藤良一氏の任期が令和3年1月27日に満了することに伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、識見を有する次の者を新たに監査委員に選任するため同意を求めるものでございます。

なお、任期は令和3年1月28日から令和7年1月27日までの4年間となります。

記、住所、岐阜県養老郡養老町鷺巣921番地、田中隆氏。

以上で、同意第28号 監査委員の選任同意についての提案説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太郎君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 監査委員の定数と、その選任要件については、地方自治法195条から202条に定められていると承知しています。1991年の法改正によりかなりの変更が行われ、選任には人格が高潔という条件と、地方自治体の行政運営について見識を持つ者という条件が加えられました。

また、監査委員の規定が新たに設けられ、関連として学識経験者から選任される監査委員が2人以上の場合、つまり都道府県及び人口が25万人以上の市の場合の監査委員は4人です。その場合、監査委員が2人以上の場合、少なくともその1人以上は選任前5年間に於いて当該普通公共団体の職員で、政令で定めるものでなかったものでなければならないと規定を設け、自治体職員OBの選任を退職後5年間は禁止しています。これは監査委員の独立性という観点から、当局とのなれ合いを防ごうという趣旨からです。

当町は、学識経験者から選任されるのは1人ですが、3月まで町の会計管理の総責任者をしてこられた田中隆氏に要請され、御本人も大変苦悩されたのではないかと察していますが、外部有識者への依頼はされなかったのでしょうか。

○議長（吉田太郎君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 選任に当たってですけれども、金融機関出身の方や公認会計士な

どを模索しましたがけれども、なかなかよいと思われる人材が見つからなかったということでございます。現監査委員も岐阜県帰属のOBでございます。副出納長の職を務めておみえでした。今回推薦の田中氏も前会計管理者として監査業務にも長年立ち会い、手法も熟知していると考えております。また、職員時代には会計検査はもとより、国や県の指導的監査も多く立ち会われております。

職員OBということで甘くなるのではないかという懸念を持たれているかと思いますがけれども、御存じのように非常に仕事には厳しい人物で、私的な感情は抜きにし、監査委員の職を全うしてくれる人物であると考えております。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 私が言うまでもありませんけど、監査委員の監査には定期監査、随時監査、財務援助団体に対する監査、公金の収納、または支払事務に関する監査、住民の直接請求に基づく監査、議会の要求に基づく監査、行政庁首長要求に基づく監査、住民監査請求に基づく監査、町及び公営企業の管理者要求に基づく職員賠償責任に関する監査、行政庁からの委任に基づく監査、不正事件が起こらないよう審査していくことも求められます。行政職に見落としがちな行政側の目線ではない視点でメスを入れることも期待されています。執行にも議会にもさらなる緊張感が生まれるというふうに思っています。

田中隆氏は、私たちはこの3月まで職務に全うされてきた姿を見てきました。人格が高潔で正義感が強いというふうにも思っています。とりわけ外部有識者の打診が得られなかった中には、報酬の点ということも否めないと思います。報酬の検討も今後必要になってくるのではないかというふうに思いますが、改めてそういう監査の本来の視点に立った田中氏の選任に当たり、町長が最も期待しておられることを1点だけお答えください。

○議長（吉田太郎君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 今年の3月まで当町の職員であったということですから、逆に言うと職員であったときに、こうしてはいけないのではないかというようなことが逆に分かるのではないかというように思っております。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案どおり同意することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は10時50分いたします。

(午前10時39分 休憩)

(午前10時50分 再開)

○議長（吉田太郎君） 休憩を解き、再開します。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第13、議案第61号から日程第19、議案第67号までの計7議案は、逐条上程後、提案理由の説明を受け、総括質疑のみ行います。

お諮りします。

日程第13、議案第61号から日程第19、議案第67号までの計7議案は、養老町議会委員会条例第5条第1項の規定により補正予算特別委員会を設置し、その委員会に付託の上、審査したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、これらの議案は補正予算特別委員会を設置し、その委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

それでは、日程第13、議案第61号 令和2年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第61号 令和2年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更について説明をさせていただきます。

養老町立食肉事業センター特別会計につきましては、今回、議案第64号の令和2年度養老町食肉事業センター特別会計補正予算（第2号）で歳入歳出それぞれ219万6,000円を追加しており、全額が食肉事業センター職員の異動等に伴う人件費分となります。養老町立食肉事業センター管理費については、一般会計からの繰入金を充てておりますので、今回の補正により繰入総額を6,170万9,000円に変更するものでございます。

以上で、議案第61号 令和2年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更についての提案説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は補正予算特別委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

本案はさきに決定したとおり、補正予算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたします。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第14、議案第62号 令和2年度養老町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第62号 令和2年度養老町一般会計補正予算（第5号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ8,792万1,000円を追加し、予算総額を146億4,999万6,000円とするものでございます。

主な内容は、障害者自立支援給付事業、重度心身障害者医療事業、新型コロナウイルス感染症対策事業、小学校校舎等施設整備事業、給与改定等に伴う人件費などでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当部長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（吉田太郎君） 松岡総務部長、自席で補足説明。

○総務部長兼企画政策課長（松岡弘泰君） それでは、私のほうから総務部関係の補足説明をさせていただきます。

最初に16ページの歳出を御覧いただきたいと思います。

人件費につきましては、後ほど各項目でそれぞれ所要額を補正しておりますので、後ほど一括して説明をさせていただきます。

16ページの款9消防費、項1消防費、3目防災費では、自主防災隊資機材等整備費補助事業として、自主防災組織防災用資機材整備費補助金の不足分30万7,000円を増額いたしました。

次に、めくっていただきまして18ページの款12公債費、項1公債費では、借入利率の変更等に伴い、1目元金で151万8,000円を増額し、2目利子で211万9,000円を減額いたしました。

次に、めくっていただきまして20ページの給与費明細書について説明をさせていただきます。

まず、特別職の長等につきましては、期末手当で108万8,000円の減額、共済費で590万1,000円の増額であります。

次に、21ページの一般職について説明させていただきます。

報酬につきましては、6万6,000円の増額、給料については1,528万7,000円の減額、職員手当等については2,116万6,000円の減額、共済費については1,221万2,000円の減額

であります。

増減額の明細につきましては、給料については昇給に伴う分で347万3,000円の増額、異動等に伴う分で1,876万円の減額であります。職員手当等については制度改正に伴う分で377万5,000円の減額、異動等に伴う分で1,739万1,000円の減額であります。

次に、戻っていただきまして、8ページになりますけど、8ページの歳入について説明をさせていただきます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、1目総務費国庫補助金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として1,244万1,000円を増額しました。

次に、10ページの款19繰越金、項1繰越金、1目繰越金では、財源が不足する額521万8,000円を増額しました。

次に5ページです。

第2表 繰越明許費補正では、令和2年度内に事業が完了しない新型コロナウイルス感染症対策事業（こども園等維持管理）でございますが、794万9,000円について繰越明許費を設定しました。

第3表 地方債補正では、事業費の確定に伴い、補正後の限度額を地方道路等整備事業債で1億4,900万円とするものでございます。

以上で、総務部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 高橋住民福祉部長、自席で補足説明。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（高橋正人君） 続きまして、私のほうからは、住民福祉部のほうを説明させていただきます。

まず、12ページの歳出について御説明を申し上げます。

款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費の戸籍住民基本台帳事務費では、特別職の変更に伴う証明書広域発行用ファクスの認証文及び公印の印影変更登録に係る役務費で9万7,000円を増額しました。また、個人番号カード交付事業では、申請時来庁方式導入に伴う本人限定受取郵便の郵送料67万2,000円を増額し、個人番号カード申請補助に係る備品購入費4万4,000円を計上いたしました。

款3民生費、項1社会福祉費、1目社会福祉総務費の障害者自立支援給付事業では、給付システム改修のため、委託料で96万4,000円及び給付費の動向により扶助費の所要額5,820万2,000円を増額するとともに、過年度分の給付過誤による負担金返還金として343万3,000円を計上いたしました。

障害者地域生活支援事業では、事業の動向により委託料で94万6,000円を増額し、日常生活用具給付費の動向により扶助費の所要額297万6,000円を増額しました。

介護保険事業特別会計繰出金では、介護給付費町負担金、地域支援事業町負担金、職員給与等所要額、介護保険システムの改修費で1,150万1,000円を増額いたしました。

次に、14ページを御覧いただきたいと思います。

2 目老人福祉費の老人福祉施設入所措置事業では、養護老人ホームの措置入所者 1 名増のため、負担金補助及び交付金の所要額139万1,000円を増額いたしました。

次に、3 目福祉医療費では、本年度の重度心身障害者福祉医療事業の動向に基づきまして、扶助費の所要額934万円を増額いたしました。

次に、4 目国民年金費の国民年金事務費では、地方税法等の一部改正に伴うシステム改修に係る委託料70万4,000円を計上するとともに、令和元年度年金生活者支援給付金業務市町村事務取扱交付額の決定に伴う返金25万3,000円を計上しました。

次に、項 2 児童福祉費、1 目児童福祉総務費、子ども・子育て支援事業の保育対策総合支援事業では、私立園で保育体制強化事業補助金の要件が整わなかったため、150万円を減額いたしました。また、令和元年度保育対策総合支援事業費補助金返還金額が確定しましたので7万円を計上しました。

公私立園長会事業では、園児を対象とした園児運動教室、親子運動教室は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、今年度は中止としたことにより85万8,000円を減額いたしました。

新型コロナウイルス感染症対策事業（こども園等維持管理）では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、日吉こども園南園舎の保育室を増設するための保育室増設改修工事監理委託料121万円と、日吉こども園南園舎保育室増設改修工事費として1,123万1,000円を増額しました。

新型コロナウイルス感染症対策事業（緊急包括支援）では、新型コロナウイルス感染症対策備品購入費として、保健センターにおいて各部屋の換気を行うための網戸一式及び各こども園での園活動において、3密を避けるためにプロジェクター、スピーカー等の購入費として189万2,000円を増額いたしました。

新型コロナウイルス感染症対策事業（私立保育所等における感染予防対策事業費補助金）では、私立保育所等における新型コロナウイルス感染症予防対策事業費補助金を活用し、部屋の換気機能が備わったエアコンに改修するための経費として37万9,000円を計上いたしました。

新型コロナウイルス感染症対策事業（ひとり親世帯臨時特別給付金給付事務費）では、県の事業であるひとり親世帯臨時特別給付金給付事務に係る経費として合計9万7,000円を計上いたしました。

次に、2 目児童措置費の児童手当支給事業では、今年度支出予定額を算出し、不足分として124万円を増額いたしました。

款 4 衛生費、項 2 清掃費、1 目塵芥処理費の粗大ごみ収集事業費において、粗大戸別収集等・受付事務委託として95万8,000円を増額しました。

次に、8 ページの歳入について御説明申し上げます。

款13使用料及び手数料、項 2 手数料、2 目衛生手数料では、粗大ごみ戸別回収事業費

の見込み増加に伴う粗大シール販売手数料18万5,000円を増額しました。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、1目民生費国庫負担金では、障害者自立支援給付事業に係る負担金2,910万円及び児童手当の増額に伴い89万4,000円を増額しました。

項2国庫補助金、1目総務費国庫補助金では、個人番号カード交付事務費補助金67万2,000円を増額しました。

2目民生費国庫補助金では、その事業の動向により障害者地域生活支援事業費補助金237万8,000円を増額し、保育対策総合支援事業費補助金では私立園の保育体制強化事業を実施しないため75万円を減額しました。

款15県支出金、項1県負担金、1目民生費負担金では、障害者自立支援給付に係る負担金1,455万円を増額しました。また、児童手当負担金は、児童手当見込額の増により21万3,000円を増額しました。

項2県補助金、2目民生費県補助金では、障害者地域生活支援事業費補助金で98万円、重度心身障害者医療事業費補助金466万9,000円を増額しました。また、保育対策総合事業費補助金で37万5,000円の減額、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金で189万1,000円を、私立保育所等における感染予防対策事業費補助金で18万9,000円及びひとり親世帯臨時特別給付金給付事務費補助金で9万3,000円を計上しました。

次に、10ページを御覧ください。

款20諸収入、項4雑入、5目過年度収入では、障害者自立支援給付費返還金として、事業所からの過年度分の給付過誤返還金111万1,000円を計上しました。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） 大倉産業建設部長、補足説明、自席で。

○産業建設部長兼建設課長（大倉 修君） それでは、私のほうから産業建設部関係の補足説明をさせていただきます。

初めに、16ページの歳出から説明させていただきます。

款6農林水産業費、項1農業費、3目農業振興費では、スマート農業技術導入支援事業において県で追加募集がありましたので、機械導入を支援するため412万6,000円を増額いたしました。

また、4目畜産業費では、食肉事業センター職員の人事異動に伴う職員費として219万6,000円を増額いたしました。

次に、款8土木費、項2道路橋梁費、3目道路橋梁新設改良費では、県単工事及び関連事業負担金の不足分1,014万円を増額いたしました。

次に、歳入について御説明申し上げます。

8ページを御覧願います。

款15県支出金、項2県補助金、4目農林水産業費県補助金では、スマート農業技術導入支援事業補助金を412万6,000円増額いたしました。

次に10ページ、款17寄附金、項1寄附金、2目総務費寄附金では、地域振興費寄附金として30万円を増額し、養老鉄道活性化事業に充当いたしました。

最後に、款21町債、項1町債、4目土木債では、県単工事及び関連事業負担金の増額分も財源として、地方道路等整備事業債を930万円増額いたしました。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 田中会計管理者、自席で補足説明。

○会計管理者兼会計課長（田中 実君） それでは、私のほうから会計課に関する補正予算の補足説明を申し上げます。

12ページの歳出から説明させていただきます。

款2総務費、項1総務管理費、11目財政調整基金費の財政調整基金積立金では、基金の一部を定期預金から地方公共団体金融機構債券に切り替えたことに伴う運用益の積立てとして積立金24万4,000円を増額いたしました。

次に、8ページの歳入について説明させていただきます。

款16財産収入、項1財産運用収入、2目利子及び配当金では、財政調整基金利子において基金の一部を定期預金から地方公共団体金融機構債券に切り替えたことに伴う運用益として利子24万4,000円を増額いたしました。

以上で、会計課に関する補正予算の補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 西川教育委員会事務局長、自席で補足説明。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長兼スポーツ振興課長（西川敏明君） それでは、私のほうから教育委員会関係の補足説明をさせていただきます。

初めに歳出の説明をさせていただきます。

18ページを御覧ください。

款10教育費、項1教育総務費、2目事務局費の新型コロナウイルス感染症対策事業（放課後児童健全育成事業）では、留守家庭児童教室に手指用消毒や手洗い石けん等を配備しておりますが、今後も感染防止対策として必要なことから、需用費37万2,000円を増額補正いたしました。また、事務局事務用パソコン1台を更新するため、備品購入費12万1,000円を計上いたしました。これらは県の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金を活用するものでございます。

項2小学校費、1目学校管理費の小学校校舎等施設整備事業では、養北小学校の屋内運動場の水銀灯24個のうち11個の交換が必要となっておりますが、水銀灯の生産終了に伴い、全灯をLEDに取り替えるための工事請負費として466万円を計上いたしました。

次に、3目学校給食費の小学校給食施設整備事業では、養老小学校の給食用リフトの点検を10月に実施しましたところ、主ロープ等の取替えが早急に必要であることが判明いたしましたので、工事請負費88万5,000円を計上いたしました。

次に、項5保健体育費、2目総合体育館費の総合体育館維持管理費及び3目町民プー

ル費の町民プール維持管理費では、建築基準法の改正に伴う特定建築物の定期調査及び報告の対象施設として、総合体育館及び町民プールが該当し、定期調査等の委託料としてそれぞれ118万8,000円、96万5,000円を計上いたしました。

続いて歳入の説明をさせていただきます。

8ページを御覧ください。

款15県支出金、項2県補助金、7目教育費県補助金の教育総務費補助金では、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金のうち、放課後児童健全育成事業分として49万2,000円を計上いたしました。

以上で、教育委員会関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 廣澤消防長、自席で補足説明。

○消防長（廣澤幸雄君） それでは、私のほうから消防署関係の補足説明をさせていただきます。

16ページ、歳出になります。

款9消防費、項1消防費、1目常備消防費、新型コロナウイルス感染症対策事業（消防施設管理）では、消防職員の感染予防を目的とし、養老消防署和式便所改修工事費192万8,000円を計上いたしました。

以上で、消防署関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は補正予算特別委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

本案は、さきに決定したとおり補正予算特別委員会に付託の上、審査することにしたと思います。

○議長（吉田太郎君） それでは、日程第15、議案第63号 令和2年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第63号 令和2年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ20万円を追加し、予算総額を36億643万8,000円とするものでございます。

補正する主な内容は、令和元年度国民健康保険給付費等交付金の確定に伴うものでございます。

詳細につきましては担当課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（吉田太郎君） 尾前住民人権課長心得、自席で補足説明。

○住民福祉部住民人権課長心得（尾前眞理君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

最初に、8ページの歳出について御説明申し上げます。

款7諸支出金、項1償還金及び還付加算金、3目償還金では、令和元年度国民健康保険給付費等交付金（特別交付金特定健康診査等負担金分）の額の確定により、県への精算返還金として20万円を増額するものでございます。

次に、6ページの歳入について御説明申し上げます。

款7繰越金、項1繰越金、1目繰越金で、財源調整として20万円を充当するものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は補正予算特別委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

本案は、さきに決定したとおり補正予算特別委員会に付託の上、審査することにしたと思います。

○議長（吉田太郎君） それでは、日程第16、議案第64号 令和2年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第64号 令和2年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第2号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ219万6,000円を追加し、予算総額を1億3,219万6,000円とするものでございます。職員の人事異動により職員費が増額したため、歳入において一般会計繰入金を増額し、歳出においてセンター職員費の増額を

行うものでございます。

詳細につきましては担当課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（吉田太郎君） 川口特命事項推進監、自席で補足説明。

○特命事項推進監兼産業建設部農林振興課長（川口智也君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

最初に 8 ページの歳出について御説明申し上げます。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、1 目一般管理費では、食肉事業センター関係職員費の所要額として給料で92万7,000円の増額、職員手当等で94万2,000円の増額、共済費で32万7,000円を増額いたしました。

次に、6 ページの歳入について御説明申し上げます。

款 5 繰入金、項 1 他会計繰入金、1 目一般会計繰入金で219万6,000円を増額いたしました。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は補正予算特別委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただきますようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

本案は、さきに決定したとおり補正予算特別委員会に付託の上、審査することにしたと思います。

○議長（吉田太郎君） それでは、日程第17、議案第65号 令和2年度養老町上水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第65号 令和2年度養老町上水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算は、収益的支出を827万2,000円減額し、予算総額を4億592万8,000円に改めるものでございます。補正の内容は、職員の異動等に伴う人件費を補正するものでございます。

詳細につきましては担当課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（吉田太郎君） 近藤水道課長、自席で補足説明。

○産業建設部水道課長（近藤晴彦君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

14、15ページ目の収益的支出について御説明申し上げます。

款1水道事業費用、項1営業費用、4目総係費では、職員の異動等に伴う人件費を補正するものです。給料で375万1,000円、職員手当等で271万7,000円、法定福利費で126万5,000円、退職給付費で53万9,000円、合計で827万2,000円減額いたしました。

以上で、議案第65号 令和2年度養老町上水道事業会計補正予算（第1号）についての補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は補正予算特別委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

本案は、さきに決定したとおり補正予算特別委員会に付託の上、審査することにいたします。

○議長（吉田太郎君） それでは、日程第18、議案第66号 令和2年度養老町公共下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第66号 令和2年度養老町公共下水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正は、収益的支出を200万円追加し、予算総額を3億5,280万円とするものでございます。補正の内容は、職員の異動等に伴う人件費と消費税及び地方消費税の支払いに係る特別損失を補正するものでございます。

詳細につきましては担当課長に補足説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（吉田太郎君） 近藤水道課長、自席で補足説明。

○産業建設部水道課長（近藤晴彦君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

最初に、12、13ページの歳出について御説明申し上げます。

款1下水道事業費用、項1営業費用、4目総係費では、職員の異動等に伴う人件費を

補正するものです。職員給料で45万9,000円、手当等で51万7,000円、法定福利費で45万7,000円、退職給付費で6万9,000円、合計150万2,000円増額いたしました。

次に、項3特別損失、2目その他特別損失では、令和元年度分の消費税及び地方消費税の納付額が当初見込額より増加したため、特別損失を49万8,000円増額いたしました。

次に、1ページ、第3条の特例的収入及び支出につきましては、地方公営企業法適用前に発生いたしました債権及び債務に関わる未収金及び未払金について確定いたしましたので、金額を変更するものです。

次に、4条につきましては、職員の異動等に伴う人件費を補正するため金額を変更するものです。

以上、議案第66号 令和2年度養老町公共下水道事業会計補正予算（第1号）についての補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は補正予算特別委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

本案は、さきに決定したとおり補正予算特別委員会に付託の上、審査することにいたします。

○議長（吉田太郎君） それでは、日程第19、議案第67号 令和2年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第67号 令和2年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ4,178万9,000円を追加し、予算総額を29億4,918万9,000円とするものでございます。

補正する主な内容は、職員給与費の所要額のほか、保険給付費及び地域支援事業費の動向による所要額と、令和元年度分国庫支出金・県支出金・支払基金交付金の精算に伴う返還金の必要額を計上いたしました。

詳細につきましては担当課長に補足説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（吉田太郎君） 高橋住民福祉部長、自席で補足説明。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（高橋正人君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

最初に10ページの歳出について御説明申し上げます。

款1総務費、項1総務管理費、1目一般管理費では、職員給与費の所要額として、介護保険事業関係職員費で149万6,000円を増額しました。また、介護報酬改定等に伴う介護保険システム改修に係る委託料として880万円を増額しました。

款2保険給付費、項1介護サービス給付費、1目居宅介護サービス給付費では、その動向により3,096万6,000円を増額しました。

以下同様に、本年度の動向に基づき、2目地域密着型介護サービス給付費では2,396万7,000円を減額し、3目施設介護サービス給付費では1,614万3,000円を減額し、4目居宅介護福祉用具購入費負担金では107万2,000円を増額し、6目居宅介護サービス計画給付費では1,562万3,000円を増額しました。

4項1目高額介護サービス費では993万5,000円を増額し、5項1目高額医療合算介護サービス費では207万9,000円を増額しました。

次に、12ページを御覧ください。

款4地域支援事業費、項2介護予防・生活支援サービス事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費では、その動向により328万5,000円を増額しました。

同様に、2目介護予防ケアマネジメント事業費では40万円を増額しました。

次に、款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、2目償還金では、令和元年度分介護給付費等負担金の国庫支出金・県支出金・支払基金交付金精算に伴う返還金824万3,000円を増額しました。

次に、6ページの歳入について御説明申し上げます。

まず、款4国庫支出金、項1国庫負担金、1目介護給付費負担金では、給付費の動向によりまして472万円を増額しました。

項2国庫補助金におきましても同様に、給付費の動向により1目調整交付金で97万8,000円の増額、2目地域支援事業交付金（総合事業）で92万1,000円を増額しました。

4目介護保険災害等臨時特例補助金では、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことなどによる第1号保険料減免措置分の補助金として12万3,000円を計上しました。

5目介護保険事業費補助金では、介護保険システム改修に伴う補助金として170万円を計上しました。

6目保険者機能強化推進交付金では、令和2年度分として内示のありました440万1,000円を計上しました。

7目介護保険保険者努力支援交付金では、令和2年度分として内示のありました390万9,000円を計上しました。

款 5 支払基金交付金の項 1 支払基金交付金におきましても、給付金の動向により、1 目介護給付費交付金では、介護給付費支払基金交付金で528万2,000円を増額し、過年度分として令和元年度追加交付金として37万6,000円を増額しました。

2 目地域支援事業交付金でも給付費の動向により99万4,000円を増額しました。

款 6 県支出金でも給付費の動向により、項 1 県負担金の介護給付費負担金で163万8,000円を増額、項 2 県補助金の地域支援事業交付金（総合事業）で46万円を増額しました。

次に、款 8 繰入金、項 1 他会計繰入金も同様に、介護給付費繰入金で244万5,000円を増額しました。

2 目地域支援事業繰入金（総合事業）も同様に46万円を増額しました。

5 目その他一般会計繰入金では、介護保険事業関係職員費の増額及び介護システムの改修に伴い859万6,000円を増額しました。

8 ページを御覧いただきたいと思います。

款 9 繰越金、項 1 繰越金、1 目繰越金では、財源調整として478万6,000円を充てるものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は補正予算特別委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太郎君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 保険給付費の介護サービス給付費の関係ですが、本年度の動向をどのように分析しておられるのかということと、その要因を担当課でどのような点かというふうなことをお尋ねいたします。

○議長（吉田太郎君） 高橋住民福祉部長、自席で答弁。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（高橋正人君） 水谷議員の御質問に関しましてお答えをいたします。

今年度の介護サービス給付費の動向でございますが、居宅介護のほうで訪問介護が若干増えております。その代わりでございますが、通所介護のほうが同じように微減ということでございます。これに関しましては、新型コロナなどの感染の影響の可能性があるのでないかというふうに考えております。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

本案は、さきに決定したとおり補正予算特別委員会に付託の上、審査することにしたと思います。

日程第13、議案第61号から日程第19、議案第67号までの計7件については、養老町議会委員会条例第5条第1項の規定により補正予算特別委員会を設置し、審査を付託することといたします。

○議長（吉田太郎君） 最後に、日程第20、選任第7号 補正予算特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

本案は、養老町議会委員会条例第7条第3項の規定により、議会において選任することになっており、同条第4項の規定では、議長が議会に諮って指名することになっております。

したがって、補正予算特別委員会委員には、13番 水谷久美子君、12番 松永民夫君、11番 田中敏弘君、10番 野村永一君、9番 早崎百合子君、7番 大橋三男君、6番 長澤龍夫君、5番 岩永義仁君、4番 北倉義博君、3番 小寺光信君、2番 清水由美子君、1番 西脇康君、以上12人を選任したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、補正予算特別委員会委員には、ただいまの12人を選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開時間は後でお知らせします。

なお、休憩中は補正予算特別委員会を開催し、正・副委員長の互選をお願いいたします。委員会は4階北委員会室にてお願いいたします。

暫時休憩といたします。

（午前11時42分 休憩）

（午前11時52分 再開）

○議長（吉田太郎君） 休憩を解き、再開します。

休憩中に補正予算特別委員会が開催されました。その結果について、補正予算特別委員会委員長の報告を求めます。

補正予算特別委員会委員長 松永民夫君。

○補正予算特別委員長（松永民夫君） 御無礼をいたします。

ただいまの休憩中に、委員全員出席の下に補正予算特別委員会を開催いたしました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、委員長には、不肖、私、松永民夫が指名推選により、副委員長には長澤

龍夫委員が指名推選により選任をされました。

もとより微力な私でございますが、各委員の御協力をいただきながら、令和２年度の一般会計及び特別会計等の補正予算の審査を行いたいと思います。

従来はそれぞれの常任委員会で補正予算が審議されておりましたが、今回、初めて全員で補正予算を審議するというすばらしい方向性が示されました。審査に当たっては、限られた日程ではありますが、各事業の進捗状況を十分に把握するとともに、税収等の増減や補助金の獲得などにより財源に更正があった場合においても、単年度の合理性だけではなく、長期的な推移等も十分検討しながら予算の議会に生かしていきたいと存じます。

以上、補正予算特別委員会の報告といたします。

○議長（吉田太郎君） 補正予算特別委員会委員長の報告が終わりました。

最後に、本日決定いたしました議案審査の付託先である総務民生委員会は12月8日火曜日の午前9時30分から、産業建設委員会は同日の午後1時30分から、補正予算特別委員会は12月9日水曜日午前9時30分からそれぞれ開催されるよう各委員長に要請いたします。

○議長（吉田太郎君） これをもちまして、本日の議会日程にあります議案の提案説明等は全て終了しました。

お諮りします。

議案精読及び委員会審査のため、明日12月5日から12月16日までの12日間は休会にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、明日12月5日から12月16日までの12日間は休会とすることに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） これで本日の日程は全て終了しました。

議会を閉じます。

本日は、これをもちまして散会いたします。

なお、議会２日目は12月17日木曜日午前9時30分より会議を開きます。

本日は御苦労さまでした。

（散会時間 午前11時56分）

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年12月4日

議 長 吉 田 太 郎

議 員 大 橋 三 男

議 員 早 崎 百 合 子